

教生指第516-1号
令和3年1月13日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」
について（通知）

日頃、本県の教育行政に御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

これまで、県立中学校、県立高等学校における携帯電話の取扱いに関する指導方針については、『ネットいじめ等の予防と対応策の手引』の送付並びに生徒が利用する携帯電話等に係る生徒指導の徹底について（通知）（平成21年1月23日付け教高指第20791号）を参酌し、各校の指導方針を作成するようお願いしているところです。

この度、令和2年8月18日付け教生指第231-2号において発出した文部科学省通知に示された内容を踏まえ、本県の現状等を整理し、新たに県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針（以下「基本的指導方針」という。）」を定めましたので通知します。

各学校におかれましては、別添の基本的指導方針をもとに、下記の事項にも御留意の上、各学校の指導方針を制定又は見直しを行うなど、児童生徒に対し適切な指導をお願いします。なお、平成21年1月23日付け教高指第20791号は廃止します。

記

「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」運用上の留意点について

- 1 自校児童生徒の携帯電話の利用状況について、実態を把握すること
※実態の把握方法については、県教育委員会が実施している「スマートフォン等の利用状況等に関する調査」の項目を参考にしてください。
- 2 指導方針の作成及び見直しに当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知するなどして、学校の取組に対する理解を得ること
- 3 指導方針の詳細について、より効果的になるよう絶えず点検・評価を行い、必要な場合にはその見直しについても適宜検討すること
- 4 児童生徒が携帯電話の正しい利用について意識を高められるよう、家庭でルールを決め、定期的に見直すなど、保護者と協力して児童生徒が主体的に考える機会の設定に努めること

【中学校・高等学校に関すること】

県立学校部生徒指導課

生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

市川・戸田 048-830-6908

【特別支援学校に関すること】

県立学校部特別支援教育課

特別支援学校教育指導担当

金澤 048-830-6888